

# 税務キャッチ・アップ

## M&A 関係

### アーンアウト条項に基づく買収対価の追加払いに係る所得区分

#### 1 アーンアウト条項とは

アーンアウト条項 (Earn Out Clause) とは、一般的には、M&A取引の実行に際し、その実行時に買手が売手に対して支払う買収対価(以下「実行時対価」という。)の他、M&A取引の対象となる会社等が、その実行後の一定期間(一般的には、M&A取引実行後の3年以内の期間)において、特定の経営指標等(営業利益やEBITDA等)の達成を条件として、買手が売手に対し、追加的な買収対価(以下「条件付対価」という。)を支払うことを定めた契約条項のことをいう。

M&A取引においてアーンアウト条項を設ける主な目的は、売手と買手との間で、対象会社等の将来業績予測が異なることによる買収対価に関する見解の相違を調整し、M&A取引をより成立しやすくすることにある。

#### 2 実行時対価と条件付対価の性質

実行時対価は、売手と買手との間で行われた交渉の末に成立する対価であることから、その実行時点、すなわち、M&A取引の対象会社株式に係る所有権が買手から売手に移転する機会に成立した買収対価であると考えることができる。

一方で、アーンアウト条項に基づく条件付対価は、前述のとおり、M&A取引実行後の一定期間における特定の経営指標等の達成を条件に支払われるものである。そのため、条件付対価は、M&A取引に係る買収対価

の一部ではあるものの、M&A取引実行後の将来期間において達成した事実に基づき支払われるものであることから、一般的には実行時対価とは異なる性質を持つと考えられる。

#### 3 条件付対価に係る所得区分

実行時対価は、M&A取引の対象会社株式に係る所有権が売手(個人の売手をいう。以下同じ。)から買手へ移転する機会に支払われるものである。そのため、所得税法上、実行時対価が譲渡所得(所法33)に該当することについては、疑いの余地はない。

一方で、条件付対価は、M&A取引に係る買収対価の一部であるものの、M&A取引の対象会社株式が売手から買手に移転した後の一定期間において、特定の経営指標等の達成を条件に支払われるインセンティブ(報奨)的な対価である。また、M&A取引に係る契約上、一般的に条件付対価の支払いを受ける権利は、M&A取引後の複数年度において生じることから、臨時的又は偶発的に生じる対価とも言えない。そのため、条件付対価は、一般的に、雑所得(所法35)に該当するものとする。

また、M&A取引実行後の一定期間における特定の経営指標等が、売手の対象会社に対する労務又は役務の提供であり、その条件が達成した場合に支払われる条件付対価は、売手と対象会社との間の関係に応じて、給与所得(所法28)又は事業所得

(所法27)に該当する。

さらに、M&A取引に係る契約上、対象会社株式に係る譲渡と関連性を有しない特定の経営指標等の達成・未達成の測定が1回のみであり、かつ、その測定の結果に基づき条件付対価が支払われる場合において、売手がM&A取引実行後の対象会社に対し、労務又はその他の役務の提供を行っていない場合には、その条件付対価は一時所得(所法34)に該当すると考えられる。

そして、M&A取引に係る対象会社の将来業績に応じて算出される金額があるため、買収対価の一部を分割払いとするアーンアウト条項が置かれていたとしても、その対象会社株式の引き渡し日に、買収対価の全額が確定的に発生したものとして、条件付対価の全額を譲渡所得とする事例も存在する(平29・2・2裁判, TAINS F0-1-767)。

#### 4 おわりに

以上のように、アーンアウト条項は、売手と買手の相互の買収希望価格を調整する機能を有し、M&A取引をより円滑に成立させることができる仕組みといえる。

なお、アーンアウト条項を含むM&A取引に係る申告を行なう際には、条件付対価に係る所得区分を決定するために、売手と買手との間で合意した特定の経営指標等について十分なヒアリング等を行う必要がある。

(右山研究グループ  
税理士 中田 博)